岡田コミュニティイベント機材貸出要綱

（目的）

第１条　この要綱は、岡田コミュニティ（以下「本会」という。）が所有するイベント機材（以下「機材」という。）を市民・施設・団体・企業等に貸出しすることにより、地域での住民同士の交流、コミュニケーション等の場作りに寄与することを目的とする。

（貸出イベント機材）

第２条　貸出しする機材は、別表のとおりとする。

（貸出対象者）

第３条　機材の貸出しは、次の各号のいずれにも該当する者に対して行うものとする。ただし、本会会長（以下「会長」という。）が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

（１）本会の会員もしくは丸亀市民である者

（２）丸亀市内で使用する者

２　前項の規定にかかわらず、営利活動、政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とする団体等又は活動は、貸出しの対象としない。

（使用手続き）

第４条　機材の貸出しを希望する者は、物品使用許可申請書（様式第１号）に必要事項を記入のうえ、貸出日までに会長に申請し、許可を受けなければならない。

２　前項の規定による申請（予約）受付は、岡田コミュニティセンター休館日（月曜日、月曜日が祝日となる場合は翌火曜日、祝日及び年末年始）を除く９時から１７時までとし、貸出日の属する月の２ヶ月前から受け付けできるものとする。ただし、２ヶ月前が休館日の場合は、その直後の開館日とする。

（貸出期間等）

第５条　機材の貸出期間は原則５日以内とする。

２　機材の借用、返却受付は、開館日の９時から１７時までの間とする。

（使用料金等）
第６条　機材の使用料金は、別表のとおりとする。
２　機材の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は前項の使用料金を納付しなければならない。
３　納付された使用料金は返還しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
（１）使用者の責めに帰さない理由により使用の許可を取り消したとき
（２）天災その他不可抗力によって使用することができなくなったとき
（３）使用者が貸出日の前日までに使用許可の取消し又は変更を申し出たとき
（４）その他会長が相当の理由があると認めるとき

（貸出場所）
第７条　機材の貸出しは、岡田コミュニティセンターで行うものとする。

（遵守事項）
第８条　使用者は、次の事項を遵守しなければならない。
（１）善良な管理者の注意をもって機材を管理すること
（２）本会の許可なしに機材を他の者に転貸しないこと
（３）貸出期間中に機材が故障した場合は、速やかに本会に連絡し、本会の指示に従うこと
（４）使用後は機材を清掃し、速やかに返却すること

（損害賠償）
第９条　本会は、貸出期間中に使用者の責により機材が故障した場合は、使用者に費用負担を求めることができる。
２　本会は、機械の不具合、故障などにより生じた損害について、一切責任を負わないものとする。

（その他）
第１０条　この要綱に定めるもののほか、機材の貸出しに関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則
この要綱は、令和６年２月１日から施行する。

別表

イベント機材一覧

令和６年２月１日

名称	使用料金（１回）	数量
綿菓子機	１,０００円／１台	１台
ポップコーンメーカー	１,０００円／１台	１台
かき氷機（電動タイプ）	１,０００円／１台	１台
かき氷機（手動タイプ）	１,０００円／１台	１台
やきいも機	１,０００円／１台	１台
丸椅子	無料	５５脚